

長崎県立大学の教員評価の実施に関する基本方針

平成17年5月11日 制定

最終改正 令和5年2月21日

1 教員評価の目的

この方針は、別記1の「大学が求める教員像」を踏まえ、教員個々の大学における活動について、自律的・主体的な点検を基本として評価を行うことにより、大学の教育・研究等の一層の向上と活性化を図り、もって大学の基本理念の実現を図ることを目的とする。

2 評価の対象

教員評価の対象は、大学に所属する専任の教授、准教授、講師、助教のうち副学長を除く者とする。

3 評価実施組織と役割

①【学長】

- ・「教員評価の実施に関する基本方針」及び「教員評価実施基準」の検討等を行うために、大学教員評価委員会を設置する。
- ・大学教員評価委員会の検討を経て「教員評価の実施に関する基本方針」及び「教員評価実施基準」を策定する。
- ・学部長が行った第一次の教員評価に基づき、大学教員評価委員会の検討を経て、最終個人評価を決定する。
- ・「教員評価の実施に関する基本方針」、「教員評価実施基準」、及び最終個人評価結果を理事長に報告する。

②【副学長】

- ・学部長が行う第一次の教員評価について、学部間の公平性の観点から助言する。
- ・学長が行う最終個人評価の決定等を補佐する。

③【学部長】

- ・学部に第一次の教員評価のための検討を行う学部教員評価委員会を設置する。
- ・学部教員評価委員会の検討を経て、第一次の教員評価を決定する。

4 評価の領域・観点

- ①評価は、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「大学の管理・運営」の4領域に係る教員の諸活動について、多面的に実施する。
- ②評価にあたっては、大学への貢献度を重視する観点から、別記2のとおり『教員像を踏まえ、教員評価の観点から推奨する行動指針』を定め、重点的に評価する。

5 評価期間

- ①評価は、「教育」、「社会貢献」、「大学の管理・運営」に係る活動については毎年度過去1年度分、「研究」に係る活動については原則として毎年度過去2年度分の活動業績について実施する。
- ②学長は、必要に応じ、複数年度にわたる活動業績について評価を実施することができる。

6 評価方法

- ①教員は、教員評価調査票により、毎年4月に、過去1年間（「研究」に係る活動については過去2年間）の活動業績に係る自己評価と根拠となる資料を、評価の基礎資料として、学部長に提出する。
- ②学部長は、第一次の評価において、別に定める「教員評価実施基準」等に基づき、教員の活動を、「教育」、「研究」、「社会貢献」、「大学の管理・運営」の4領域毎に総計ポイントを算定し、次の5段階に評価する。
 - 5 特に優れている
 - 4 優れている
 - 3 水準に達している
 - 2 改善の余地がある
 - 1 問題があり改善を要する

その領域毎の評点に、領域別ウェイトを乗じて総合評点を算定する。領域別のウェイトは、教員評価の実施に関する全学的な方針及び法人、大学、学部目標を踏まえ、合計が1となるように、学部長が定める。

なお、領域別評価に当たっては、各領域において、教員が標準的に達成すべき水準を「3」とすることとし、これを基準として5段階に評価する。

5段階評価の基準は、職階別に設定することができる。

③教育の質的な評価については、学生による授業評価も活用する。また、他の3領域の活動についても、質的な側面について可能な限り評価する。

④学長は、学部長が行った第一次の評価を精査するとともに、学長による評価を実施し、最終個人評価を決定する。

7 意見の聴取

学部長は、第一次の教員評価の実施に当たって、必要に応じ、評価対象となる教員の意見を聴取する機会を設けることができる。

8 評価結果の通知、報告と異議申し立て

①学長は、評価結果を教員本人に対して通知する。

②教員は、自己に対する評価結果に異議がある場合は、異議申し立てを行うことができる。

③異議申し立ては、学部長を経由して、学長に対して行う。

④異議申し立てがあった場合、学長は、必要に応じて当該教員から意見を聴取し、必要な場合には再評価を行う。また、学長は、異議申し立てを行った教員に対し、当該異議申し立てに対する措置を通知する。

9 評価結果の活用

①教員は、教員評価調査票の作成及び評価結果により、自己の活動状況を点検評価し、その改善に努める。

②学長及び学部長は、特に高い評価を受けた教員に対し、その活動の一層の

向上を促すために、適切な措置を講じる。

- ③学長及び学部長は、「問題があり改善を要する」と評価された教員に対しては、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行う。
- ④学長及び学部長は、全学及び学部における教員評価結果をとりまとめ、全学及び学部の「教育」、「研究」、「社会貢献」、「大学の管理・運営」の改善に活用する。
- ⑤学長は、評価結果を教育研究費の配分に反映させる。
- ⑥その他の評価結果の活用（教員の昇任、再任、給与等）については長崎県公立大学法人教員業績評価規程（平成20年規程第73号）（以下「教員業績評価規程」という。）に定めるところによる。

10 評価結果の公表

- ①教員個人の評価結果を学部・学科ごとに集計し、総合的に分析した結果は、学外に公表する。
- ②教員個人に係る評価結果について、評価の内容に関するものは個人情報として取り扱い、原則として学外には公表しない。
ただし、教育・研究の一層の向上と活性化を図るため、評価が高い教員については適切な方法で学内において公表する。

11 評価システムの検証

- ①学長は、学部長等の意見を参考に、教員評価の評価項目、評価基準、評価方法及び実施体制について、その信頼性、妥当性、公正性または効率性等の観点に立って常時検証を行い、必要な見直しを行う。
- ②学長は、教員業績評価規程第7条第5項に基づき理事長から指示があった場合は、評価システムについて検証及び必要な見直しを行う。

(別記)

1. 大学が求める教員像

- I 学生の教育と研究に情熱を持って邁進できる教員
- II 幅広い教養と規範意識を併せ持ち、地域に貢献できる高い資質を有する教員
- III 組織の中における自らの役割を自覚し、大学運営に貢献できる教員

2. 教員像を踏まえ、教員評価の観点から推奨する行動指針

- I 学生の教育と研究に情熱を持って邁進できる教員
 - ① 教育に熱心であり、学生からの評価も高いこと
 - ② 教育改善に向けた取組や学生の就業力養成に意欲的に取り組むこと
 - ③ 本学ならではの特色的な研究成果の創出に向けて努力すること
- II 幅広い教養と規範意識を併せ持ち、地域に貢献できる高い資質を有する教員
 - ① 自らの教育研究の成果等を地域や住民に還元するため、積極的に情報発信し、生涯学習やまちづくりなど県民のニーズに貢献すること
 - ② 自らの研鑽に励むとともに、産学官連携等にも積極的に取り組み、地域に貢献すること
- III 組織の中における自らの役割を自覚し、大学運営に貢献できる教員
 - ① 組織の一員として、中期計画をはじめとする理事長・学長が定めた目標や計画、方針等について、その達成のために尽力すること
 - ② 組織の一員として、志願者の増加や大学運営のための資金増加にも積極的に取り組むこと